

# 下関北九州道路建設促進協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会は下関北九州道路建設促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、下関北九州道路の早期整備を促進し、地域間の交流拡大を図り、もって域内の産業、経済、文化及び観光の活性化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 下関北九州道路の整備促進に関すること
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 協議会は、別表に掲げる会員で組織する。

(役 員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 30名以内
- (4) 監 事 2名

2 役員は、会員の互選による。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、協議会を代表し、本会の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

(理事及び監事)

第7条 理事は、会務の執行にあたる。

2 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第9条 協議会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、協議会の事業促進について協力する。

(会 議)

第10条 会議は、総会とし必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 総会は、協議会の重要事項を審議する。

(幹事会)

第 11 条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の運営に関し、基本的事項の協議を行う。
- 3 幹事は、会長が委嘱する。

(経 費)

第 12 条 協議会の経費は、負担金、補助金、その他収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終了する。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務局は、会長の所属機関に置く。

- 2 事務局に事務局長および所要の職員を置き、会長が委嘱する。
- 3 事務局の事務処理に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(その他)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は幹事会の議を経て会長が定める。

附則

1. この規約は協議会設立の日（平成 10 年 3 月 12 日）から施行する。

附則

1. この規約は平成 27 年 7 月 24 日から施行する。